

「第3回世田谷区パラスポーツ体験会」の実施について
～共生社会ホストタウン推進事業～

1. 主旨

パラスポーツの拠点である希望丘地域体育館において、ボッチャをはじめとするとパラリンピック競技種目等の体験会を共生社会ホストタウン推進事業として開催し、区民がパラスポーツに触れる機会の拡充と普及啓発を図る。

2. 開催日時

令和4年2月12日（土） 13時30分～16時30分（予定）

3. 会場

区立希望丘地域体育館

4. 参加者

(1) 定員 50名

(2) 対象 原則として区内在学・在住・在勤の何れかに該当する者
(障害の有無にかかわらず参加可能)

※定員を超える申し込みがあった場合には抽選により参加者を定める。

但し、障害のある方については、10名程度を上限に優先的に参加を認める。

(3) 選定方法 一般公募による募集(区のおしらせ、チラシ、HP等)

5. 事業概要

(1) 種目

①義足体験、②ボッチャ、③車いすレーサー

(2) 内容(予定)

①日本体育大学陸上競技部パラアスリートの紹介・競技の実演等

②パラスポーツ競技の体験

義足体験、ボッチャ、車いすレーサーの3つの体験コーナーを設置し、6チーム程度に分かれて、順番に各コーナーを体験する。

6. 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 体験会会場における感染症対策(参加者・関係者による健康確認書等の提出、検温、マスク着用・用具消毒、換気等)を徹底する。 ※詳細は、「別紙」のとおり。

(2) 今後の感染症の拡大状況によっては内容の変更又は中止の判断を行うものとする。

7. 予算(概算)

826千円(講師謝礼、周知用チラシの作成、感染症対策物品等)

8. 今後の予定

令和3年 12月中旬 参加者の一般公募の開始
(区のおしらせ12月15日号にて周知)

令和4年 1月14日 募集締め切り
2月12日 第3回世田谷区パラスポーツ体験会

第3回世田谷区パラスポーツ体験会 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策【案】

【共通事項】

- 3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を解消する工夫を徹底する。
- こまめに手洗いまたは手指の消毒を行い、手を清潔に保つ。
- マスクを着用し、咳をする際には咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにする。

1. 主催者側がスタッフに遵守させること

- (1) イベント当日に37度5分以上の発熱や風邪の症状がある場合には従事をさせない。
- (2) 従事の際には、必ずマスクを着用し、従事内容に応じてゴム手袋も着用すること。
- (3) 手洗い・手指消毒を徹底する。
- (4) 下記の2(1)①の項目に該当しないことを従事の条件とする。

2. 参加者募集時の対応

- (1) 参加者が遵守すべき事項等の周知

①健康確認書の作成・提出

以下の項目について、健康チェックを行い、イベント当日に健康確認書として提出する。

※1つでも該当がある場合には、大会参加をお断りする。

- 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
- イベント当日の体温
- イベント前2週間における以下の事項の有無
 - ・ 平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）
 - ・ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ・ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・ 嗅覚や味覚の異常
 - ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② 主催者が決めた会場内での感染症対策の遵守

※守られない場合には入場・参加をお断りする場合がある。

- ③ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、必ず主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

- (2) 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うことの周知

- (3) イベントの開催にあって、主催者として区は徹底した感染症対策を行うが、万一感染が発生した場合に、いかなる補償も行わないことの周知

- (4) 申し込み方法は、郵送・FAX等を基本とし、原則として窓口での申し込み受付は行わないことの周知
- (5) イベント中に大きな声で会話、応援等をしないことの周知
- (6) 参加者以外の関係者(保護者、引率者等)が遵守すべき事項の周知
 - ①参加者同様、イベント当日に健康確認書を提出してもらうこと。
(提出がなければ入場をお断りする場合があります)
 - ②「第3回世田谷区パラスポーツ体験会 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策」に記載された事項を参加者同様に順守していただくこと。
 - ③参加者1人あたりに同伴する関係者は原則として2名までとすること。

3. イベント当日の参加受付時の感染防止策

- (1)受付窓口には、飛沫防止シールドなどの設置またはフェイスシールドを準備する等して、スタッフと来場者をなるべく遮断する。
- (2)会場入り口前に、手指消毒剤を設置する。
- (3)参加者が距離をおいて(できるだけ2mを目安に(最低1m))並べるように目印の設置等を行う。
- (4)来場者の検温を実施し、37度5分以上の発熱者については、来場をお断りする。
 - ※37.0度を超える場合には、本人の体調を十分に確認したうえで来場の可否を判断する。
 - ※スタッフと参加者の接触をさけるため、受付場所付近にサーモグラフィーを配置する。
- (5)受付を行うスタッフにはマスクとゴム手袋を着用させる。
- (6)一般の見学(事前申し込みの際に連絡のなかった参加者の家族・友人等によるものも含む)による入場はお断りする。

4. 会場内の感染症対策

- (1)マスクの着用
 - スタッフ、参加者、関係者によるマスクの着用を徹底する。※原則体験中も含む
- (2)ソーシャルディスタンスの確保
 - 会場内での参加者、スタッフ、関係者が3密にならないよう、できるだけ、2m、最低1mを目安に会場内でのソーシャルディスタンスの確保を呼びかける。
- (3)用具、共有部分の消毒
 - 体験会で使用した用具や共有スペースは、適宜、定期的にスタッフが消毒を行う。
- (4)手洗い場での対応
 - ①石鹸(ポンプ型)による手指洗いをを行うことを周知する。
 - ②手洗いは30秒以上等の表示を行うこと。
 - ③トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
 - ④共有する布タオルは使用せず、使い捨ての紙タオル等を設置すること。
 - ⑤手指の乾燥設備は使用不可とすること。

(5) 同伴する関係者の動線

参加者に同伴する関係者が見学する際に、会場内で密とならないよう、適切な動線を別途検討する。

(6) 会場内での消毒液の設置

会場内の適切な場所に、スタッフ、参加者、関係者がイベント中に適宜手指消毒を行えるよう、消毒液を設置すること。

(7) 会場内の喚起

適宜施設内の喚起を行う。喚起のタイミング・方法については通常の施設利用時と同様とする。

(8) 更衣室の使用

なるべく着替えが不要な状態での参加を求め、着替えが必要な場合にも一度に利用できる人数を制限する。また、シャワールームの使用は原則禁止とする。

(9) 参加者、関係者が出すごみ類は、すべて持ち帰ってもらうこと。

(10) 水分補給時は以下の注意点を呼びかけること。

①水分補給をする前に、必ず手洗い・手指消毒を行うよう呼びかけること。

②飲み物の飲み回しは行わないよう呼びかけること。

③周囲との適切な距離の確保を呼びかけること。

(11) 参加者が順守すべき事項についてチェックリスト化し、会場内に表示する。

(12) 緊急時に備え、看護師を会場内に常駐させる。